

質問第二四号

国庫補助金等により設置造成された基金の執行状況等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十月八日

木戸口 英 司

参議院議長 山東 昭子 殿



国庫補助金等により設置造成された基金の執行状況等に関する質問主意書

予算の単年度主義の例外である基金は、その執行状況を明らかにして透明性を確保し適正な運用が図られるべきであるとの観点から、私は令和三年六月八日に「国庫補助金等により設置造成された基金の執行状況等に関する質問主意書」（第二百四回国会質問第八六号。以下「質問第八六号」という。）を提出した。しかし、質問第八六号に対する答弁内容が不十分であったことから、改めて以下質問する。

一 平成二十年度当初予算、平成二十年度第一次補正予算、平成二十年度第二次補正予算、平成二十一年度当初予算、平成二十一年度第一次補正予算、平成二十一年度第二次補正予算、平成二十二年当初予算、平成二十二年年度補正予算、平成二十三年当初予算、平成二十三年年度第一次補正予算、平成二十三年年度第二次補正予算、平成二十三年年度第三次補正予算、平成二十三年年度第四次補正予算、平成二十四年度当初予算、平成二十四年度補正予算、平成二十五年度当初予算、平成二十五年度補正予算、平成二十六年当初予算、平成二十六年年度補正予算、平成二十七年当初予算、平成二十七年年度補正予算、平成二十八年当初予算、平成二十八年年度第一次補正予算、平成二十八年年度第二次補正予算、平成二十八年年度第三次補正予算、平成二十九年当初予算、平成二十九年年度補正予算、平成三十年当初予算、平成三十年年度第一次補

正予算、平成三十年年度第二次補正予算、令和元年度当初予算、令和元年度補正予算、令和二年度当初予算、令和二年度第一次補正予算、令和二年度第二次補正予算、令和二年度第三次補正予算及び令和三年度当初予算の各予算において、新たに造成された基金について基金の名称、造成の理由、基金事業の終了時期（終了時期を設定しなかった場合はその理由）及び予算措置額について、所管府省庁ごとに示された。なお、答弁に当たっては、小林正夫参議院議員が第百八十九回国会に提出した「基金に対する予算措置に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質一八九第一六四号）一についての様式を参照された。

二 基金は、各年度の所要額をあらかじめ見込みがたく、弾力的な支出が必要である場合等にあらかじめ複数年度にわたる財源を確保しておくものである。基金に必要な以上の資金が交付されれば余剰資金が生じ、必要な事業に国費が回りにくくなるおそれがある。

国土交通省が所管する「まち再生基金（地域自立・活性化支援事業）」は、三年以上事業実績がなく使用見込みの低い基金に該当するにもかかわらず、潜在的な需要があり今後の事業化が見込めるとして残置されている。当該基金について今後の事業見込みを示されたい。あわせて、国土交通省「令和三年度基金

シートの中間公表」(令和三年七月三十日)において、平成三十年度、令和元年度及び令和二年度中の新規出資の見込みと実績に差が生じている理由を示されたい。

三 基金事業を実施するに当たって、財政資金の効率的な運用を行うとの観点から、事業見込みと実績とが乖離することは望ましくない。毎年度の事業実績を検証することによって適切な事業規模の確保と適正な財政運営を行うことができるかと考える。そのためには、各基金事業について、その必要性及び事業規模の適切性を検証することを目的として、事業見込みと実績が乖離した場合にその理由を基金シートに記載すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。